

改 正 後	改 正 前
令和4年12月1日 制定（国空無機第237188号） 令和5年4月27日 一部改正（国空無機第12036号） 令和5年5月26日 一部改正（国空無機第45266号） 令和6年3月21日 一部改正（国空無機第236275号） 令和7年3月5日 一部改正（国空無機第63283号） <u>令和7年12月9日 一部改正（国空無機第287750号）</u>	令和4年12月1日 制定（国空無機第237188号） 令和5年4月27日 一部改正（国空無機第12036号） 令和5年5月26日 一部改正（国空無機第45266号） 令和6年3月21日 一部改正（国空無機第236275号） 令和7年3月5日 一部改正（国空無機第63283号）
国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長	国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長
無人航空機操縦者技能証明における身体検査等実施要領	無人航空機操縦者技能証明における身体検査等実施要領
<p>I. (略)</p> <p>II. 身体検査並びに身体適性確認及び身体適性検査に係る一般的な注意及び手続き</p> <p>1. 定義</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)「無人航空機操縦者身体適性検査証明書」とは、<u>医師</u>により技能証明の有効期間の更新の申請前3月以内に受けた検査の結果を規則第29号の12様式に記載したものという。当該様式は別添5として本要領に添付するものとする。(規則第236条の57第1項第1号)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7)「身体適性検査」とは、規則第236条の57第1項第1号に定める無人航空機操縦者身体適性検査証明書を発行するに当たって、<u>医師</u>が行う検査をいう。</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. 身体検査又は身体適性検査実施上の基本的心構え</p> <p>次の諸点を基本的心構えとして、身体検査又は身体適性検査を実施すること。</p> <p>(1) 検査員、検査員補助員<u>及び医師</u>は、身体検査又は身体適性検査の実施にあたっては、受検者に対して心理的及び肉体的苦痛を与えないよう対応しなければならない。</p>	<p>I. (略)</p> <p>II. 身体検査並びに身体適性確認及び身体適性検査に係る一般的な注意及び手続き</p> <p>1. 定義</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)「無人航空機操縦者身体適性検査証明書」とは、<u>医師又は登録更新講習機関</u>により技能証明の有効期間の更新の申請前3月以内に受けた検査の結果を規則第29号の12様式に記載したものという。当該様式は別添5として本要領に添付するものとする。(規則第236条の57第1項第1号)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7)「身体適性検査」とは、規則第236条の57第1項第1号に定める無人航空機操縦者身体適性検査証明書を発行するに当たって、<u>医師又は登録更新講習機関</u>が行う検査をいう。</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p><u>(14)「登録更新講習機関における国土交通大臣が適当と認める職員」とは、登録更新講習機関に常駐する医師又は登録更新講習機関と業務委託契約を結んだ医師をいう。なお、登録更新講習機関と医療機関が業務委託契約を結ぶことも可とする。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. 身体検査又は身体適性検査実施上の基本的心構え</p> <p>次の諸点を基本的心構えとして、身体検査又は身体適性検査を実施すること。</p> <p>(1) 検査員、検査員補助員、<u>医師及び登録更新講習機関における国土交通大臣が適当と認める職員</u>は、身体検査又は身体適性検査の実施にあたっては、受検者に対して心理的及び肉体的苦痛を与えないよう対応しなけ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) (略)</p> <p>4. 身体検査及び身体適性検査を受けるための準備身体検査は、別添1「無人航空機操縦者身体検査証明書」を用いて、また、身体適性検査は、別添5「無人航空機操縦者身体適性検査証明書」を用いて、本要領に掲げる検査項目の結果を記録することにより行う。 なお、受検者にあっては、身体検査及び身体適性検査受検前に次に掲げる事項を申請者記入欄に記入するものとする。また、医療機関において、身体検査を受診する場合は、別添2「記入要領」を医療機関にて診断を行う医師に呈示するものとする。<u>医療機関</u>において身体適性検査を受診する場合は、別添6「記入要領」を<u>医療機関</u>にて診断を行う医師に呈示するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生年月日 <u>西暦又は和暦</u>で記載するものとする。</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 身体検査等の指針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査員、認定員<u>又は医師</u>は、技能証明の身体検査並びに身体適性確認及び身体適性検査のいずれか該当するものについて十分に理解するとともに、必要に応じ、自己の責任の下に身体検査合格証明書又は無人航空機操縦者身体検査証明書若しくは無人航空機操縦者身体適性検査証明書の交付を行わなければならない。</p> <p>(3) 検査員<u>又は医師</u>は、検査を行った結果及び所見、その他判定の根拠となる事項を必ず無人航空機操縦者身体検査証明書又は無人航空機操縦者身体適性検査証明書の医師記入欄に記入すること。</p> <p>(4) III. に掲げる身体検査又は身体適性検査の各項目において、検査員<u>又は医師</u>がその検査項目に関してより合理的であると認める手法がある場合、その手法を明確にしたうえで代替検査手法として設定することができる。この場合、当該代替検査手法は第三者が受検者に対して検査を実施しても再現可能であり、かつ、世間一般で広く認められた手法でなければならぬ。</p> <p>(5) (略)</p> <p>III. 身体検査等の方法</p> <p>1. (略)</p>	<p>ればならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. 身体検査及び身体適性検査を受けるための準備身体検査は、別添1「無人航空機操縦者身体検査証明書」を用いて、また、身体適性検査は、別添5「無人航空機操縦者身体適性検査証明書」を用いて、本要領に掲げる検査項目の結果を記録することにより行う。 なお、受検者にあっては、身体検査及び身体適性検査受検前に次に掲げる事項を申請者記入欄に記入するものとする。また、医療機関において、身体検査を受診する場合は、別添2「記入要領」を医療機関にて診断を行う医師に呈示するものとする。<u>医療機関又は登録更新講習機関</u>において身体適性検査を受診する場合は、別添6「記入要領」を<u>医療機関又は登録更新講習機関</u>にて診断を行う医師に呈示するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生年月日 <u>西暦</u>で記載するものとする。</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 身体検査等の指針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査員、認定員、<u>医師又は登録更新講習機関</u>は、技能証明の身体検査並びに身体適性確認及び身体適性検査のいずれか該当するものについて十分に理解するとともに、必要に応じ、自己の責任の下に身体検査合格証明書又は無人航空機操縦者身体検査証明書若しくは無人航空機操縦者身体適性検査証明書の交付を行わなければならない。</p> <p>(3) 検査員、<u>医師又は登録更新講習機関</u>は、検査を行った結果及び所見、その他判定の根拠となる事項を必ず無人航空機操縦者身体検査証明書又は無人航空機操縦者身体適性検査証明書の医師記入欄に記入すること。</p> <p>(4) III. に掲げる身体検査又は身体適性検査の各項目において、検査員、<u>医師又は登録更新講習機関</u>がその検査項目に関してより合理的であると認める手法がある場合、その手法を明確にしたうえで代替検査手法として設定することができる。この場合、当該代替検査手法は第三者が受検者に対して検査を実施しても再現可能であり、かつ、世間一般で広く認められた手法でなければならない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>III. 身体検査等の方法</p> <p>1. (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2. 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量 25 キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る身体適性確認実施基準</p> <p>規則第 236 条の 57 第 1 項第 1 号の規定により、身体適性確認は次の方法により行うものとする。</p>	<p>2. 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量 25 キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る身体適性確認実施基準</p> <p>規則第 236 条の 57 第 1 項第 1 号の規定により、身体適性確認は次の方法により行うものとする。</p>
<p>（1）有効な身体検査合格証明書、航空身体検査証明書又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるものの写しの提出。なお、「国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの」は、運転免許証又は航空機操縦練習許可書とする。</p> <p>（2）<u>医師</u>により申請前 3 月以内に受けた検査の結果を記載した別添 5 による無人航空機操縦者身体適性検査証明書の提出。</p>	<p>（1）有効な身体検査合格証明書、航空身体検査証明書又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるものの写しの提出。なお、「国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの」は、運転免許証又は航空機操縦練習許可書とする。</p> <p>（2）<u>医師又は登録更新講習機関</u>により申請前 3 月以内に受けた検査の結果を記載した別添 5 による無人航空機操縦者身体適性検査証明書の提出。</p>
<p>2-1. (略)</p> <p>2-2. 無人航空機操縦者身体適性検査証明書を提出した者の身体適性確認は、次の要領で行うものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>②無人航空機操縦者身体適性検査証明書に記載された検査の結果に不審な点が認められたときは、証明を行った<u>医師</u>に問い合わせる等適切な方法で確認を行うこと。</p> <p>③・④ (略)</p>	<p>2-1. (略)</p> <p>2-2. 無人航空機操縦者身体適性検査証明書を提出した者の身体適性確認は、次の要領で行うものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>②無人航空機操縦者身体適性検査証明書に記載された検査の結果に不審な点が認められたときは、証明を行った<u>医師又は登録更新講習機関</u>に問い合わせる等適切な方法で確認を行うこと。</p> <p>③・④ (略)</p>
<p>3. 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量 25 キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る身体適性検査実施基準</p> <p>3-1. 身体適性検査は次の方法により行うものとする。</p> <p>身体適性検査について、<u>医師</u>は、規則別表第 6 の各検査項目（色覚に係る部分を除く。）について 1-3（色覚に係る部分を除く。）の要領で検査を行い、別添 5 に記入するものとする。なお、身体適性検査の適否の判断にあたって、検査の一部を所属する<u>医療機関</u>以外の他の医療機関等に実施させることも許容されるが、適否の判断は<u>当該医師</u>が行うこと。</p> <p>運動能力（身体機能の障害）に関する記載内容が、操縦しようとする無人航空機に応じた測定器具を使用する方法又は実際に無人航空機等を操縦させる等の方法による検査を必要とするものである場合は、技能証明の有効期間の更新の申請の日の 1 月前までに国土交通省航空局安全部無人航空機安全課に相談するものとする。</p>	<p>3-1. 身体適性検査は次の方法により行うものとする。</p> <p>身体適性検査について、<u>医師又は登録更新講習機関における国土交通大臣が適切と認める職員</u>は、規則別表第 6 の各検査項目（色覚に係る部分を除く。）について 1-3（色覚に係る部分を除く。）の要領で検査を行い、別添 5 に記入するものとする。なお、身体適性検査の適否の判断にあたって、検査の一部を所属する<u>医療機関又は登録講習機関</u>以外の他の医療機関等に実施させることも許容されるが、適否の判断は<u>当該医師又は登録更新講習機関</u>が行うこと。</p> <p>運動能力（身体機能の障害）に関する記載内容が、操縦しようとする無人航空機に応じた測定器具を使用する方法又は実際に無人航空機等を操縦させる等の方法による検査を必要とするものである場合は、技能証明の有効期間の更新の申請の日の 1 月前までに国土交通省航空局安全部無人航空機安全課に相談するものとする。</p>
<p>4. (略)</p>	<p>4. (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>5. 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量 25 キログラム未満についての限定をしないもの（当該限定の変更をされるものを含む。）に限る。）に係る身体適性確認実施基準</p> <p>規則別表第 6 に掲げる国際民間航空条約の附属書一第 177 改訂版に規定する第三種身体検査基準に相当する基準に適合するかどうかについて、確認及び判定を行うにあたり、その確認及び判定の方法を定めるものとする。</p> <p>規則第 236 条の 57 第 1 項第 1 号の規定により、身体適性確認は、次のいずれかの書類の確認により行うものとする。</p>	<p>5. 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量 25 キログラム未満についての限定をしないもの（当該限定の変更をされるものを含む。）に限る。）に係る身体適性確認実施基準</p> <p>規則別表第 6 に掲げる国際民間航空条約の附属書一第 177 改訂版に規定する第三種身体検査基準に相当する基準に適合するかどうかについて、確認及び判定を行うにあたり、その確認及び判定の方法を定めるものとする。</p>
<p>(1) <u>医師</u>により技能証明の有効期間の更新の申請前 3 月以内に受けた 4 – 3. 身体検査項目に規定する検査項目（色覚に係る部分を除く。）についての検査の結果を記載した別添 5 及び別添 8（別添 5 に添付する別紙）による無人航空機操縦者身体適性検査証明書の提出。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) <u>医師又は登録更新講習機関</u>により技能証明の有効期間の更新の申請前 3 月以内に受けた 4 – 3. 身体検査項目に規定する検査項目（色覚に係る部分を除く。）についての検査の結果を記載した別添 5 及び別添 8（別添 5 に添付する別紙）による無人航空機操縦者身体適性検査証明書の提出。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>5 – 1. 無人航空機操縦者身体適性検査証明書を提出した者の身体適性確認は、次の要領で行うものとする。</p> <p>(1) 認定員は、無人航空機操縦者身体適性検査証明書に記載された検査の結果（診断書又は告知書等が添付されている場合は、当該診断書又は告知書等に記載された検査の結果を含む。）を確認することにより適合性の判定を行うこと。（2）無人航空機操縦者身体適性検査証明書に記載された検査の結果に不審な点が認められたときは、証明を行った<u>医師</u>に問い合わせる等適切な方法で確認を行うこと。（3）無人航空機操縦者身体適性検査証明書に記載された検査の結果が身体適性基準に適合するかどうかを判定することができない場合であって、専門医等による診断の必要があると認めるときは、診断書の提出を求めることができる。</p> <p>5 – 2. (略)</p>	<p>5 – 1. 無人航空機操縦者身体適性検査証明書を提出した者の身体適性確認は、次の要領で行うものとする。</p> <p>(1) 認定員は、無人航空機操縦者身体適性検査証明書に記載された検査の結果（診断書又は告知書等が添付されている場合は、当該診断書又は告知書等に記載された検査の結果を含む。）を確認することにより適合性の判定を行うこと。（2）無人航空機操縦者身体適性検査証明書に記載された検査の結果に不審な点が認められたときは、証明を行った<u>医師又は登録更新講習機関</u>に問い合わせる等適切な方法で確認を行うこと。（3）無人航空機操縦者身体適性検査証明書に記載された検査の結果が身体適性基準に適合するかどうかを判定することができない場合であって、専門医等による診断の必要があると認めるときは、診断書の提出を求めることができる。</p> <p>5 – 2. (略)</p>
<p>6. (略)</p>	<p>6. (略)</p>
<p>IV. 個人情報の保護</p> <p>(1) 検査員、検査員補助員、認定員<u>又は医師</u>は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）等に基づき、個人情報の適正な取扱いを行うこと。</p> <p>(2) 検査員、検査員補助員、認定員<u>又は医師</u>は、法令に基づく場合等を除き、申請者本人の同意を得ないで、技能証明以外の目的で、身体検査又は身体適性確認若しくは身体適性検査で知り得た情報を取り扱ってはならない。</p>	<p>IV. 個人情報の保護</p> <p>(1) 検査員、検査員補助員、認定員、<u>医師又は登録更新講習機関</u>は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）等に基づき、個人情報の適正な取扱いを行うこと。</p> <p>(2) 検査員、検査員補助員、認定員、<u>医師又は登録更新講習機関</u>は、法令に基づく場合等を除き、申請者本人の同意を得ないで、技能証明以外の目的で、身体検査又は身体適性確認若しくは身体適性検査で知り得た情報を取り扱ってはならない。</p>

改 正 後	改 正 前
(3) (略) V. その他 (1) (略) (2) 検査員、認定員 <u>又は医師</u> は、自らの身体検査又は身体適性確認若しくは身体適性検査を行ってはならない。 (3) (略)	(3) (略) V. その他 (1) (略) (2) 検査員、認定員、 <u>医師又は登録更新講習機関</u> は、自らの身体検査又は身体適性確認若しくは身体適性検査を行ってはならない。 (3) (略)
別添5 航空法施行規則第29号の12様式 無人航空機操縦者身体適性検査証明書 (申請者記入) (略) (医師記入) 1. ~ 5. (略) 航空法施行規則別表第六の検査項目について 年 月 日に検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。	別添5 航空法施行規則第29号の12様式 無人航空機操縦者身体適性検査証明書 (申請者記入) (略) (医師記入) 1. ~ 5. (略) 航空法施行規則別表第六の検査項目について 年 月 日に検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。
医師又は検査員の氏名 <u>医療機関</u> の名称、 所在地及び連絡先 別添6 航空法施行規則第29号の12様式 無人航空機操縦者身体適性検査証明 (申請者記入) (略) (医師記入) 1. ~ 5. (略) 航空法施行規則別表第六の検査項目について 年 月 日に検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。	医師又は検査員の氏名 <u>医療機関又は登録更新講習機関</u> の名称、 所在地及び連絡先 別添6 航空法施行規則第29号の12様式 無人航空機操縦者身体適性検査証明 (申請者記入) (略) (医師記入) 1. ~ 5. (略) 航空法施行規則別表第六の検査項目について 年 月 日に検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。
医師又は検査員の氏名 <u>医療機関</u> の名称、 所在地及び連絡先 別添7 (略)	医師又は検査員の氏名 <u>医療機関又は登録更新講習機関</u> の名称、 所在地及び連絡先 別添7 (略)

附 則 (令和7年12月9日 国空無機第287750号)
この通達は、令和7年12月9日から施行する。